平成２５年（フ）第９３２４号
東京都北区上十条１丁目22―18　有隣荘１号
債務者　山田　清孝
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３０号
東京都東久留米市小山１丁目13―17
債務者　芳賀　清美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３１号
東京都練馬区練馬３丁目４―16―203
債務者　池田友利香
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３５号
東京都練馬区早宮１丁目33―４―105
債務者　飯島　重吉
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３３７号
東京都豊島区上池袋２丁目38―16―201
債務者　相内　賢一
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６１号
千葉県松戸市牧の原２―５　牧の原公団住宅１―14―702
債務者　谷口有希子（旧姓杷山）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６２号
千葉県船橋市坪井東５丁目12―３
債務者　有泉　正司
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６３号
埼玉県熊谷市上中条439
債務者　中島佳寿実
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６４号
東京都台東区三筋１丁目10―５―903
債務者　長島　友里
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６５号
神奈川県足柄上郡松田町神山446―25
債務者　菅　　尚志
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６６号
埼玉県本庄市小島２丁目８―22
債務者　戸谷　三男
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６７号
東京都町田市木曽東４丁目12番イ19―403号
債務者　福島　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６８号
東京都豊島区東池袋２丁目24―９―206
債務者　關下　康則
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６９号
埼玉県草加市草加３丁目６―14　シティハイム松原Ⅱ―202
債務者　高橋　吉和
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３７０号
千葉県浦安市富士見１丁目14―46―201
債務者　中村　冬奈
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部